

草原及び樹叢の保全再生方法（中間まとめ）

1 当面の対応

草原、樹叢等の区域割に対応して、早期に草原の保全再生を実施すべき区域から優先順位をつけて対策を講じるものとし、またそれを通じて樹叢及び自然林の拡大を抑制する。

当面は、既存の取組みの拡大により対応する。

当面の対応、将来における本格展開を通じ、生態系への配慮や希少種の保全等の観点から、各取組みの実施時期、実施方法等については十分検討し、自然再生推進計画を策定して実施していくものとする。

(1) 雑木処理

- ・ 関係団体・ボランティアの協力を得て諏訪市が実施している雑木処理や、雑木やつつけ隊、地権者等が実施している取組みを、相互連携を図りながら継続、促進していく。
- ・ 霧ヶ峰自然環境保全協議会で決定するレンゲツツジへの対応方針に沿って、レンゲツツジの適切な管理も行っていく。
- ・ 相互連携の充実のため、毎年度当初の霧ヶ峰自然環境保全協議会の機会を捉えて、関係団体による連絡調整会議を開催する。その会議において、その年度において各団体が実施するおおむねの箇所の調整を行う。
- ・ 一度雑木処理を実施してもまた雑木が生えてくることから、数年ごとに雑木処理を行えるようなローテーションを検討する。
- ・ 構成団体が行う雑木処理に関する自然公園法等の許可手続きは、公園事業として位置付けられるまでの間は必要なため、霧ヶ峰自然環境保全協議会名で事務局が一括して行うことを検討する。
- ・ 参加体験型エコツアーとの連携により、全国から多くの参加者を募ることを検討する。

(2) 火入れ・野焼き

- ・ 諏訪市の実行委員会が毎年実施している火入れについては、草原等の区域割に応じ、霧ヶ峰自然環境保全協議会の毎年の意見も参考にしながら、継続実施する。実施場所は計画性をもって選定していく。
- ・ 茅野市北山柏原財産区及び米沢北大塩財産区の野焼きについては、両財産区に継続的实施を要請していく。

2 既存の取組みと並行して行う条件整備

(1) 雑木・草を資源活用する企業、団体、個人の発掘

平成20年度地方の元気再生事業で実施する「資源としての雑木・草等の活用可能性調査」の成果を踏まえ、それぞれの用途に応じて雑木・草等を活用することを通じて草原の保全再生を進めるため、雑木の伐採、草の刈取り等を行う企業、団体、個人の発掘を、霧ヶ峰自然環境保全協議会事務局、市町等が進める。

(2) 「草原の里親」の募集

「草原の里親」として、ボランティアあるいは企業の社会的貢献等の位置づけで草原等の保全再生に取り組む企業・団体・個人を募集する。

3 将来における本格展開

霧ヶ峰における草原・樹叢の保全再生活動全体を把握・調整する事務局を置き、霧ヶ峰自然環境保全協議会と車の両輪として本格的な保全再生活動を推進していく。その事務局となる団体として公園管理団体の設立の検討を行う。

草原、樹叢等の保全再生活動の効果及び影響については、霧ヶ峰自然環境保全協議会の構成団体である研究機関・団体や各方面の研究者等の連携を図りながら継続的に把握していく。

(1) 雑木処理、草の刈取り

霧ヶ峰自然環境保全協議会で毎年度の実施方針を決定した上、事務局が実施団体間の調整を行いながら、互いの整合の取れた保全再生活動を展開していく。

上記2の条件整備を行った上、次の手法を組み合わせることで霧ヶ峰全体に保全再生活動を展開する。

- ・ 既存の取組みの継続・発展としての雑木処理（諏訪市、雑木やつつけ隊、地権者等）
- ・ 雑木・草等の資源活用（企業、団体、個人）
- ・ 草原の里親（企業、団体、個人）
- ・ 諸団体が霧ヶ峰で催行する参加体験型のエコツアーとの連携
- ・ ボランティア、学校・団体・企業の体験活動等の受入れ

(2) 火入れ・野焼き

火入れ・野焼きは、霧ヶ峰の草原維持の伝統的手法であることから、その歴史的価値も認識し、(1)の方法と組み合わせながら、実施可能な場所を選定しつつ計画的に実施していく。

- ・ 諏訪市の実行委員会が実施している火入れについて、(1)の取組みと整合を取りながら継続実施していく。

それに当たっては、公園管理団体の設立も見据え、それとの連携による参加体験型エコツアーやボランティアの受入れ拡大を検討していく。

- ・ 茅野市北山柏原財産区及び米沢北大塩財産区の野焼きについては、伝統的な行事となっており、霧ヶ峰の草原維持の歴史の一翼を担うものとして定着している。
また、阿蘇の事例に見られるように、観光資源にもなりうるものである。
そこで、両財産区に対して、エコツアーやボランティア受入れの検討等も行いながら、将来にわたり継続されるよう要請していく。